

職発 1023 第 3 号
令和 5 年 10 月 23 日

公益社団法人
全国民営職業紹介事業協会 御中

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

「職業安定法施行規則の一部を改正する省令」の公布・施行について

日頃から職業安定行政の運営につきましては、格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本日、職業安定法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 131 号。以下「改正省令」という。）が公布・施行されました。改正の内容は下記のとおりですので、貴協会におかれましても、会員企業に対して周知及び啓発を図っていただく等、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

人材サービス総合サイト上での情報提供を義務づけている事業所ごとの離職状況についての情報提供期間の延長

令和 5 年 6 月 16 日に閣議決定された規制改革実施計画において、職業紹介事業者に対して厚生労働省の「人材サービス総合サイト」上での情報提供を義務づけている事業所ごとの離職状況について、令和 5 年度中に離職者数の情報提供期間を現行の 2 年から 5 年へ延長することとされました。これを踏まえ、職業紹介事業者がインターネットを利用して提供しなければならない情報である就職者総数及び無期雇用就職者総数並びに無期雇用離職者総数等について、情報提供の期間を 2 年から 5 年に延長するものです。

なお、この情報提供期間の延長により、事業者には離職者数等のデータの再入力を求めることはありません。